

船舶事故調査報告書

令和2年3月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和元年7月6日 08時10分ごろ
発生場所	山口県萩市相島西方沖 萩相島灯台から真方位267° 115m付近 (概位 北緯34° 31.0′ 東経131° 16.5′)
事故の概要	プレジャーボート廣丸は、北北東進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和元年7月25日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 廣丸、4.3トン
船舶番号、船舶所有者等	291-44572福岡、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	舵柱に曲損、プロペラ翼に欠損を伴う曲損、船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、友人2人を乗せ、釣りの目的で相島西方海域（以下「本件海域」という。）を約4ノットの対地速力で北北東進中、浅所に乗り揚げた。 船長は、本件海域を航行して同島北東方海域に向かうのは初めてであったが、出航前に海図による水路調査を行っておらず、本件海域の浅所の存在を知らなかった。
分析	本船は、北北東進中、船長が浅所の存在を知らずに本件海域を航行したことから、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、北北東進中、船長が浅所の存在を知らずに本件海域を航行したため、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・初めて航行する海域では、事前に海図による水路調査を行うこと。